



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 監査公表

| | |
|---------|---------|
| 監査公表第1号 | 1 |
| 監査公表第2号 | 4 |
| 監査公表第3号 | 5 |

監査公表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成29年11月22日及び同月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月9日

和歌山県監査委員 江川 和明
和歌山県監査委員 河野 ゆう
和歌山県監査委員 尾崎 要二
和歌山県監査委員 岩田 弘彦

1 監査対象機関及び監査実施年月日

| 監査対象機関 | 監査実施年月日 |
|-------------------|-------------|
| 日高振興局 | 平成29年11月22日 |
| 和歌山県立日高高等学校・附属中学校 | 〃 |
| 和歌山県立紀央館高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立南部高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立みはま支援学校 | 〃 |
| 和歌山県御坊警察署 | 〃 |
| 和歌山県東京事務所 | 〃 |
| 西牟婁振興局 | 平成29年11月29日 |
| 紀南県税事務所 | 〃 |
| 紀南児童相談所 | 〃 |
| 田辺産業技術専門学院 | 〃 |
| 南紀白浜空港管理事務所 | 〃 |
| 給与福利課紀南分室 | 〃 |
| 和歌山県教育センター学びの丘 | 〃 |
| 和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校 | 〃 |
| 和歌山県立田辺工業高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立神島高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立南紀高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立熊野高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立南紀支援学校 | 〃 |
| 和歌山県立はまゆう支援学校 | 〃 |
| 和歌山県田辺警察署 | 〃 |
| 和歌山県白浜警察署 | 〃 |

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

- (ア) 電話交換業務の契約において、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。
- (イ) 蜂の巣駆除に係る委託料について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。
- (ウ) 戻入票において、返納通知書の発送年月日が記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (エ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。
- (オ) 支出票の出納機関欄で、出納員の決裁がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局健康福祉部

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約873万円となっており、前年度末に比し約47万円増加している。
今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約205万円となっており、前年度末に比し約25万円増加している。
今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 証紙売りさばき代金及び保健所使用料の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日に不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局建設部

- (ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成28年度末で約338万円となっており、前年度末に比し約14万円減少している。
今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 港湾・海岸占用料について、平成28年度に約32万円の収入未済額が発生している。
今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 業務完了検査の結果通知が大幅に遅延している事例があったので、適正に処理されたい。
- (エ) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 西牟婁振興局地域振興部

- (ア) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額の不足及び過渡しが生じている事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 負担金及び火災保険料において、請求書なしに支出されている事例があったので、適正な審査を行われたい。

オ 西牟婁振興局健康福祉部

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約662万円となっており、前年度末に比し約75万円増加している。
今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約412万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 納期限までに納入されなかった簡易専用水道定期検査の手数料について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) 負担金及び火災保険料において、請求書なしに支出されている事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 物品調達台帳において、決裁手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 西牟婁振興局建設部

(ア) 公用車による交通事故が発生し、買換基準に達する前に廃車に至る事例があったので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成28年度末で約885万円となっており、前年度末に比し約541万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 農林水産業使用料（漁港）の収入未済額は、平成28年度末で約12万円となっており、前年度末に比し約5万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 土木使用料（道路）において、延滞金を徴収していない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 公営住宅使用料において、納入通知書を発した後に調定を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

キ 紀南県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に尽力されているところであり、収入率は95.8%と前年度末に比し0.9ポイント増加しており、平成28年度末の収入未済額も約2億8,156万円と、約4,595万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約85%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

ク 紀南児童相談所

児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約215万円であり、前年度末に比し約5万円減少している。

今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

ケ 南紀白浜空港管理事務所

着陸料及び停留料（現金）の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立熊野高等学校

郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認がなされていない事例があったので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

また、受払毎の担当者の検印が押印されていない事例があったので、併せて適正に処理されたい。

サ 和歌山県立はまゆう支援学校

自家用電気工作物の点検で、不適合箇所があるにもかかわらず改善されていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成28年度末現在で未処理となっているものが32箇所（筆）あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第2号

平成29年9月8日付け監査報告第9号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月9日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 尾 崎 要 二

和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

1 公益財団法人和歌山県農業公社

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項 就農支援資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約801万円であり、前年度末に比し約39万円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> | <p>注意事項 就農支援資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会、関係農業協同組合及び普及組織と連携し、滞納者に対する経営指導及び償還指導を行い、分割償還等による計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p> |

2 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項 造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成28年度末の借入金残高は、約130億4,800万円と前年度末に比し約7,900万円増加している。 今後とも、全国の動向を注視しながら、適切な債務管理に努められたい。</p> | <p>注意事項 主伐時期に向けて、所有する森林資産をいかに有効活用し、売却収益を上げられるかが借入金返済の最重要課題であるため、これまで取り組んできた長伐期施業化やゾーニングによる施業の効率化に加え、平成28年度から分収率の変更（6:4～8:2）にも取り組んでいる。 なお、現在、第4次分収林経営改善計画（H30～H34）を策定中であり、より一層のコスト縮減と利用間伐を推進して収入を確保することで債務の削減に努める。</p> |

3 和歌山県土地開発公社

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項 公社保有土地について、平成28年度において依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。 併せて、調停に代わる決定（平成15年11月25日和歌山地方裁判所）に基づき、借入金の計画的な返済に努められたい。</p> | <p>注意事項 保有土地の処分については、従前から公社の重点事項として、積極的に取り組んでいる。 代替地については、岩出市根来に1区画残っていたが、平成29年8月に売却できたことにより残区画はなくなった。 住宅団地については、岩出紀泉台が3区画、貴志川長</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>山団地が1区画残っており、今後も、インターネット公売の活用を検討するなど、早期に売却できるよう取り組んでいく。</p> <p>コスモパーク加太については、平成29年10月に5号用地の一部を売却したが、今後も、企業団地北勢田ハイテクパークを含めて、県地域プロジェクト対策室及び企業立地課と連携を図りながら販売に努力していく。</p> <p>併せて、調停に代わる決定による債務弁済スキームに基づき、借入金の計画的な返済に努めるとともに、コスモパーク加太の分譲を進めることで債務の繰上返済につなげていく。</p> |
|--|--|

和歌山県監査公表第3号

平成29年9月25日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月9日

和歌山県監査委員 江川 和明
 和歌山県監査委員 河野 ゆう
 和歌山県監査委員 尾崎 要二
 和歌山県監査委員 岩田 弘彦

1 知事直轄

(1) 政策審議課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 負担金の支出負担行為において、決裁権者を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に従い、適正に処理するよう課員に注意喚起を行った。</p> |

2 総務部

(1) 人事課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 超過勤務等管理システム構築・運用業務委託において、5年の債務負担行為を設定しているにもかかわらず、契約では業務終了後に委託費を支払うこととなっていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿において、公共交通機関実費額欄の記載を誤り、旅費の過渡しが生じている事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 当該業務委託について変更契約を結び、契約期間内の各年度における委託費の支出額と支払時期の明文化を行った。</p> <p>また、再発防止に向け、契約書作成に当たっては、契約書の文例等を確認の上適正に処理するよう、職員に対して周知を行った。</p> <p>イ 旅費の過渡しに関しては、旅行命令簿の修正を行うとともに、戻入処理を行った。</p> <p>再発防止に向け、旅行命令簿に誤りのないよう、適切な記載方法について、職員に周知徹底した。</p> |

(2) 財政課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|-------|----------------|
| | |

| | |
|--|---|
| <p>注意事項 ア 補償・補填及び賠償金の支出負担行為において、決裁権者を誤り、また、出納機関に合議がなされていない事例があったので、併せて適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 ア 今後は、適切に対処するように関係職員に指導するとともに、同様の誤りが起きないように、その他の支出負担行為についても全て再確認するなど再発防止に向けた対策を行った。</p> |
|--|---|

(3) 税務課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項 ア 県税収入の確保について 県税については、和歌山県県税収入確保対策本部を設置して、徴収に積極的に取り組んでいるものの収入率は、98.0%と前年度末に比し0.3ポイント減少し、平成28年度末の収入未済額も約17億3,267万円であり、前年度末に比し約1億9,647万円増加している。 特に個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約60%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として滞納整理事務事業の推進により、収入の確保に努められたい。 また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p> | <p>注意事項 ア 県税収入及び税負担の公平の確保のため設置している和歌山県県税収入確保対策本部において、引き続き、平成29年度収入未済額を前年度の収入未済額から不納欠損額を除いた額以下にすることを組織の徴収目標として、計画的・効率的な滞納整理に取り組んでいる。 個人県民税の滞納縮減について、市町村が自ら継続して徴収対策に取り組めるよう、滞納案件を市町村自ら処理すべきもの、併任派遣等を通じて助言を行うもの、地方税法48条により引受を行うもの、和歌山地方税回収機構に引き継ぐべきものに区分するなど、市町村の徴収課題に応じた連携強化を行い、滞納縮減に努めている。 また、県内全市町村と合同で滞納整理強化月間を設定して滞納整理の共同事業を実施するとともに、県税事務所が中心となった地域ブロックでの研修会等を行っている。 延滞金等の債権管理については、本税が完納され金額の確定した延滞金の債権管理を徹底するとともに、本税と同様の滞納整理を進める等、適正に収入確保に取り組んでいる。</p> |

(4) 管財課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項 ア 取り消した支出負担行為の帳票が保存されていないものがあったので、適正に処理されたい。 イ 出納機関に合議を要する支出負担行為で、合議のなされていないものがあったので、適正に処理されたい。 ウ 交付金の支出負担行為（併合）において、決裁権者を誤り、また、支出負担行為内訳票（併合）が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 ア 職員に対し研修を実施し、取り消した支出負担行為票を保存するよう周知徹底した。 イ 職員に対し研修を実施し、支出負担行為の合議区分を確認するよう周知徹底した。 ウ 職員に対し研修を実施し、支出負担行為の決裁区分を確認するとともに書類を適切に管理するよう、周知徹底した。</p> |

(5) 危機管理・消防課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項 ア 物品修繕の支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 ア 職員に対して、支出負担行為の合議を要する機関を確認するよう、周知徹底した。</p> |

(6) 災害対策課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 物品管理簿と現物との照合の結果、1件の相違があったため、平成28年度中に処理を実施した。 今後は、全職員に物品の管理について周知徹底を図るとともに、毎年1回物品管理簿のチェックを行う。</p> |

3 企画部

(1) 企画総務課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>検討事項</p> <p>ア コスモパーク加太の未利用地（890,137㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地（365,407㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p> | <p>検討事項</p> <p>ア コスモパーク加太については、企業誘致用地、公共施設用地及び防災対策用地としての利活用に取り組んでいる。 企業誘致については、平成28年度に52社と接触し、現地案内や協議を行った。 今後も引き続き商工観光労働部と連携しながら、積極的に企業誘致に取り組んでいく。 公共施設用地については、平成26年度に県消防学校用地（45,697.7㎡）を確保し、平成29年4月に開校した。 また、防災対策用地としては、広域防災拠点に選定されていることから、県消防学校の整備と相まって、利活用を進めていく。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地については、電波障害や高さ制限等若干の利用の制約はあるが、観光産業との相乗効果が図られ、集客力が高く雇用の生まれる施設を目標に、企業誘致の可能性等を白浜町及び関係機関と検討している。 なお、広域防災拠点である当該地において、各種災害訓練を実施し、活用した。</p> |

(2) 文化学術課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿の復命欄において、記入漏れ及び記入誤りの事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア ETCカード使用承認・使用管理簿について、ETCカード使用時に適切に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 旅行命令簿の復命欄について、今後適切に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 備品の増減があった場合、物品管理簿の手入れを適切に行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

(3) 調査統計課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿の用務地点名称を誤り旅費の過払いを行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 早急に過払分の返納措置を行い、平成29年7月7日付けで返納済みである。 今後このようなことのないよう、決裁時に複数人で確認するなどチェック体制を強化した。</p> |

(4) 情報政策課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 用務地までの路程の確認を徹底し、旅費に関する規程等に従い、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> |

(5) 移住定住推進課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払金の返還金及び賠償金については、平成28年度末で約80万円が収入未済であり、前年度末と同額である。 今後も、未納者の現状を把握し返還の指導を行うなど、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 未納者を訪問し返還の指導を行った。 引き続き、訪問や電話による督促等により収入未済額の縮減を図っていく。</p> |

(6) 総合交通政策課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 物品不用調書において、出納機関への通知がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）第29条の規定に基づき、物品の不用を決定した際は、物品不用調書により出納機関へ通知するよう、職員に周知徹底した。</p> |

4 環境生活部

(1) 循環型社会推進課

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成28年度末で約11億1,316万円であり、前年度末に比し約26万円減少している。 今後も分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 債務者の資力が乏しいため、少額の分納により回収を行っているところである。 引き続き、債務者の能力に応じた納付指導を行い、適正な債権管理を行っていく。</p> |

(2) 食品・生活衛生課

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 重要物品台帳に登載されている備品について、正規の手続を経ず別の所属で使用されているので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 県獣医師会に県有備品を無償貸与しているが、物品貸付調書による決定及び出納機関への通知をしていなかったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 当該重要物品については、使用していた所属から元に戻し、当課にて管理している。 今後も、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に事務処理を行っていく。</p> <p>イ 県獣医師会への県有備品の無償貸与について、注意のあった事項については、適正に処理を行った。 今後も、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p> |

5 福祉保健部

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約5,092万円であり、前年度末に比し、約228万円増加している。 今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 簡易公開調達が不調となったため随意契約を行ったものについて、出納機関に合議されていない事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 生活扶助費等国庫負担金等の交付額の確定に伴う返還金の支出負担行為において、決裁権者を誤っていたものがあったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、収入申告義務の周知及び収入申告書の確実な徴収を行うとともに訪問調査及び課税調査等の徹底を図ることと、不正受給の未然防止に努めている。 また、未収金の償還については、生活状況が厳しく滞納となりがちな未納者が多いため、生活状況に応じて履行期限の延長を行い、分割納付を認め納付を継続させる等、引き続き適切かつ粘り強く指導を行う。</p> <p>イ 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭63年4月1日出第1号）の確認を徹底し、適正に処理を行う。</p> <p>ウ 事務決裁規程の確認を徹底し、適正に処理を行う。</p> |

(2) 子ども未来課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約2,038万円であり、前年度末に比し、約228万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成28年度末で約3,028万円であり、</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、入所時に納入義務者に対し、当該費用負担についての十分な説明を行うとともに、口座振替の奨励、分納など家庭の状況に応じた納付指導を徹底し、新規未収金の発生防止に努めている。 それでもなお未収金が発生した場合には、未納者に対し文書や電話等による催告に加え、家庭等への訪問を実施するとともに、未納者の生活実態の把握に努め、分納指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実状に合わせた方法での債権回収に努めている。 加えて、支払能力があるにもかかわらず、支払に応じない滞納者については、差押えを行っている。</p> <p>イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、その発生を未然に防止するため、申</p> |

前年度末に比し約151万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成28年度末で約1,378万円であり、前年度末に比し、約13万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、平成28年度末で約10万円であり、前年度末に比し、約8万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

オ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

カ 私立幼保連携型認定こども園障害児教育教育費補助金について、補助対象に該当するか否かを判断するための書類が交付申請書に添付されていなかったため、適正に処理されたい。

キ 里親支援機関事業委託業務について、仕様書の記載が不適切かつ不十分であったため、業務の実施が確認できないものが一部あったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ク 普通財産を譲与した後に、財産処分報告書を総務部長に提出していない事例があったので、適正に処理されたい。

請者に対する制度の詳細な説明や確実な償還計画の策定など、償還の徹底に努めている。

それでもなお未収金が発生した場合には、電話や文書による催告に加えて、夜間及び休日においても未納者宅を訪問するとともに、未納者の現状を把握し、必要に応じて分割償還等の方法をとるなど、未収金の償還指導に努めている。

また、悪質滞納者に対しては、裁判所を通じた支払督促を予告し、早急な債務返済を促している。

ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、その発生を未然に防止するため、支給要件が変わった際には返還金が生じる可能性がある旨、新規申請や現況届の際に本人に対して説明を徹底するよう、事務指導監査や研修会を通じて、町村担当職員に依頼している。

それでもなお未収金が発生した場合には、電話や文書による催告に加えて、夜間及び休日においても未納者宅を訪問するとともに、未納者の現状を把握し、必要に応じて分割償還等の方法をとるなど、未収金の償還指導に努めている。

また、悪質滞納者に対しては、裁判所を通じた支払督促を予告し、早急な債務返済を促している。

エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、電話や文書による催告に加えて、夜間及び休日においても未納者宅を訪問するとともに、未納者の現状を把握し、必要に応じて分割償還等の方法をとるなど、未収金の償還指導に努めている。

オ 物品管理台帳と現物が一致するよう、物品管理台帳を修正した。

カ 補助対象に該当するか否かを判断するための書類として、保健所長が発行した書類を添付していたが、当該書類のみでは補助対象としての該当性を明確にできなかったため、当該保健所に確認し、補助対象に該当することを明確にして、適正に処理した。

キ 委託業務に係る仕様書の記載が不十分であったが、当該委託業務は適正に実施されていることを確認した。

ク 総務部長に未報告であった県立すみれホーム及び県立白浜なぎさホームの譲与に係る普通財産の処分について、財産処分報告書を提出した。

(3) 長寿社会課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項 ア 集中調達外の印刷製本費に係る支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 ア 出納機関への合議について適正に行うよう、課内職員に周知徹底した。</p> |

(4) 障害福祉課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約463万円であり、前年度末に比し約114万円増加している。 今後、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約26万円であり、前年度末に比し約2万円減少している。 今後、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成28年度末で約135万円であり、前年度末に比し1万円減少している。 今後、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、平成28年度末で約65万円であり、前年度末に比し2万円減少している。 今後、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。</p> <p>オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成28年度末で約12万円であり、前年度末と同額である。 今後、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>カ 調査員報酬について、委任払をしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>ア 旧六星寮の跡地について、総務部及び県土整備部と連携の上、早期に処分を進められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。 また、新規未収金の発生防止のため、入所措置時に負担金制度の説明や口座振替の奨励を行い、納入意識の向上を図っている。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行い、適切な債権管理に努めている。 また、各振興局及び市町村担当者を対象とした当該手当制度及び事務処理の説明会を実施するなど、未収金発生未然防止に努めている。</p> <p>エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、文書や電話等による催告により回収を行うとともに、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、未納者への電話督促や戸別訪問等を実施し未納者の現状の把握を行い、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、適切な債権管理に努めている。</p> <p>カ 適正な事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p> <p>検討事項</p> <p>ア 旧六星寮跡地については、排水対策が必要なため関係部局と連携し、早期に処分を進められるよう、排水方法についての検討を行っている。</p> |

(5) 医務課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 平成28年10月に全額回収した看護職員修学資金貸付金返還金について、和歌山県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年和歌山県条例第18号）第12条の規定に基づく延滞利子を調定していないので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 保管している資機材について、一部に故障があり使用できなくなっているものがあつたので、適</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 平成28年10月に全額回収した看護職員修学資金貸付金返還金について、和歌山県看護職員修学資金貸与条例第12条の規定に基づき、延滞利子を調定した。</p> <p>イ 外出承認で処理され支給されなかった旅費に係る追給処理を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 保管資機材については、修理等により、適切に管理を行う。</p> |

正に処理されたい。
エ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

エ 物品管理簿における現在高と現物との照合を定期的に行い、正確な物品管理簿の作成、適正な物品の管理に努める。

(6) 健康推進課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項 ア 報償費による集中調達外の物品の購入に係る支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 ア 課内職員に対し、適正な事務処理を行うよう周知するとともに、出納機関への合議区分の確認を徹底するよう指示した。</p> |

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 平成29年8月24日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項 ア 中小企業振興資金貸付金について、平成28年度においては、連帯保証人等に対する強制執行（差押え）などこれまで以上に債権回収を強化し、平成28年度末における収入未済額（元金）は、約83億7,893万円となり、前年度末に比し約6,654万円減少している。 今後、債権管理を適切に行い、強制執行など考え得る最大限の債権回収措置を講じられたい。</p> <p>イ 見積年月日の記載のない随意契約の見積書を徴し、收受印も押印されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 和歌山県立わかやま館の使用料及び賃借料の徴収業務を株式会社に委託しているが、業務委託できない雑入に係る事務も委託しているので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 委託業者に保有備品を無償貸与しているが、物品貸付調書による決定及び出納機関への通知をしていなかったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 ア 現在操業中で分割納入している延滞先については、過去3年間の決算書の分析を通して経営状況や剰余金の有無を把握し、償還額増額の指導を行うとともに、償還意識の更なる向上を促すために債務承認書等を提出させている。 事業継続や再生が困難な延滞先については、事業の閉鎖を検討させ、担保資産の任意売却等の指導を行っている。 倒産又は廃業状態にある延滞先については、担保資産の競売等による債権回収を行うとともに、連帯保証人等（相続人を含む。）に対し、生活状況及び資産調査を行った上で償還指導する一方、償還に誠意が見られない連帯保証人等には強制執行を行っている。 こうした取組により、収入未済額の縮減を図っている。</p> <p>イ 適切に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 指摘のあった雑入（入居テナント等使用分の月々の光熱水費）に係る事務の委託については、業者と変更契約を行い、業務委託せず、当課で徴収するよう、事務を見直した。</p> <p>エ 貸付備品について、物品貸付調書による無償貸与の決定及び出納機関への通知を行った。</p> |

(2) 労働政策課

監査実施年月日 平成29年8月24日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項 ア 負担金の支出負担行為において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 ア 適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>検討事項</p> <p>ア 和歌山県職業能力開発協会が実施した技能検定の一部において不適正な事案が判明したことを受け、当該協会に対し、業務改善についての指導・監督に努められたい。</p> | <p>検討事項</p> <p>ア 平成29年4月より県から職員を事務局次長として派遣し、協会内部から業務の改善を図ることとしている。</p> <p>また、労働政策課内でも新たに配置された主幹が中心となり、技能検定を始めとした協会事務に関与し、協会の業務改善に全力で取り組んでいる。</p> <p>今後も、協会の業務改善について、指導・監督に努めていく。</p> |
|--|--|

(3) 企業振興課

監査実施年月日 平成29年8月24日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金及び和歌山県地域産業技術改善費補助金の返還金について、平成28年度末の未償還額は約1,162万円であり、前年度から回収が進んでいない。</p> <p>今後も、未納者の現状を十分把握し、引き続き適切な債権管理に努力されたい。</p> <p>イ 平成28年度創業セミナー委託業務の契約において、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 貸付中の備品が手続を経ず廃棄されていたので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 返還金の完納に向け、未納者の現状把握に努めるとともに、分納計画どおりの返還を行うよう指導するなど、適切な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 適正に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、貸付備品に係る廃棄等の手続を行った。</p> |

(4) 産業技術政策課

監査実施年月日 平成29年8月24日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 用務地までの路程の確認等をするため、外出承認簿台帳にチェックシートを添付し、承認取得時に適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

7 農林水産部

(1) 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、現在高と現物との照合を適正に行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

(2) 果樹試験場

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 職員の旅費が支給されていない事例があったので</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 支給されていなかった旅費について追給処理を</p> |

で、適正に処理されたい。

行うとともに、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

(3) 果樹試験場かき・もも研究所

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、現在高と現物との照合を適正に行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

(4) 畜産試験場

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 総合支援指導研修会に係る参加負担金について、旅費で支出し過渡しが生じていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 物品修繕の支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 旅費の過渡し分については返納処理を行うとともに、適正な支出科目による支出を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、出納機関への合議を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

(5) 林業試験場

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、現在高と現物との照合を適正に行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

(6) 食品流通課

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 納期限までに納入されなかった商談会の負担金について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 国内大型展示会出展に係る出展者負担金において、20万円の未収金が発生していたので、未納者への償還指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。</p> <p>また、本件について、納期限後20日以内に督促状を発していなかったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 中間流通を活用したプレミアム和歌山販路開拓業務委託において、業務内容に変更があったにもか</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則に基づき、適切な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 早期の未収金の回収に努めるとともに、督促状については和歌山県財務規則に基づき、適切な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 契約内容等の進行管理に努め、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

かわらず変更契約を締結していなかったため、適正に処理されたい。

(7) 農業農村整備課

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村又は土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 譲与の促進を図るため、土地改良施設用地譲与・登記促進事業により、現況が公図と一致しない箇所については、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、訂正作業を行った後、順次、機能管理者である市町村及び土地改良区に譲与を行っている。 今後も、計画的に譲与を進める。</p> |

(8) 経営支援課

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で元金の未収金は発生していないが違約金の未収額が約257万円となっており、前年度末に比し約99万円減少している。 今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、今後とも引き続き債権管理マニュアルに基づき、和歌山県信用農業協同組合連合会、関係JA及び振興局と連携して、未納者に対し分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p> <p>イ 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、現在高と現物との照合を適正に行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

(9) 林業振興課

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 林業・木材産業改善資金貸付金の未収金については、関係機関と連携を図りながら回収に努められているが、平成28年度末で約1,084万円であり、前年度末に比し約152万円減少している。 今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 延滞者や連帯保証人に対しては、文書及び電話による督促や個別面談の実施等を行い、計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に取り組んでいる。 また、今後も引き続き約定償還日到来前から各借受者の償還見込みを把握し、延滞の発生が予想される場合は、電話相談や個別面談等を実施するなど、新規滞納者の発生防止に努める。</p> |

(10) 森林整備課

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給処理を行うとともに、適切な事</p> |

| | |
|--|---------------------|
| | 務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 |
|--|---------------------|

(11) 水産振興課

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成28年度末で現年度分の未収金は発生していないが、過年度分が約883万円、確定分の違約金が約450万円であり、合計金額では前年度末に比し約151万円減少し約1,333万円となっている。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 延滞者や連帯保証人に対しては、文書及び電話による督促や個別面談の実施等を行うとともに、漁協等の協力を得ながら計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に取り組んでいる。</p> <p>また、今後も引き続き約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みを把握し、延滞の発生が予想される場合は、電話相談や個別面談等を実施するなど、新規滞納者の発生防止に努める。</p> |

(12) 資源管理課

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 資金前渡口座の預金利息を収入調定していなかったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 収入調定していなかった資金前渡口座の預金利息を受入処理するとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

8 県土整備部

(1) 県土整備総務課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用に係る収入未済額は平成28年度末で約22万円であり、前年度から回収が進んでいない。</p> <p>今後も、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額が平成28年度末で約25万円となっている。</p> <p>今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じている事例があったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 海草振興局建設部と連携し、引き続き現地調査を実施するなど納入義務者に関する情報を収集するとともに、所在が判明次第催告等を行っていく。</p> <p>イ 現在、債務者が生活保護を受給中であり、法的措置による回収は困難な状況にある。</p> <p>債務者には分割納付を指導しており、平成29年1月2日時点で、50,700円を回収した。</p> <p>残り221,660円については、今後も、東牟婁振興局新宮建設部と連携し、状況を把握しつつ、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>ウ 翌年度において、過渡し分を歳入とし、適正に処理をした。</p> |

(2) 技術調査課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現</p> |

課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

- イ 工事請負契約不履行に伴う延納利息について、平成28年度末で約17万円が収入未済となっている。
 今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

物に相違がないよう、適正に処理した。
 今後も、適正な備品管理に努める。

- イ 平成28年度末の収入未済額は、東牟婁振興局串本建設部の延納利息172,869円である。
 当該事業者は事業再開の見込みがないため、平成26年2月に徴収停止を行っており、今後も串本建設部と連携して引き続き納入義務者に関して情報収集に努め、債権管理を適切に行っていく。

(3) 道路政策課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 資金前渡（随時）の精算票を確認できない事例があったので、今後、このようなことのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 公文書の適正な管理を徹底するよう、改めて課員に指導を行った。 今後、このようなことのないよう、厳正な事務の執行に努める。</p> |

(4) 道路保全課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>検討事項</p> <p>ア 廃道敷地については、平成28年度末で8件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。</p> | <p>検討事項</p> <p>ア 未処理の廃道敷地については、公図混乱の問題、あるいは形状等の理由など難しい課題があるが、地籍調査の早期着手について市町村に依頼等を行い、早期の処理に努めていく。</p> |

(5) 道路建設課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>検討事項</p> <p>ア 道路整備事業の残地について、一部で処理が行われているが、引き続き案件ごとの処理方針を検討されたい。 また、事業休止中のため未利用となっている土地について、一部で事業が再開されているが、今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。</p> | <p>検討事項</p> <p>ア 道路整備事業に伴う残地については、計画や地形の形状変更等により道路用地として不用と判断された場合には、関係者の意見を聴取した上で、払下げの手続を行っており、引き続き道路としての利用計画の有無を確定した上で、案件ごとの処理方針を決定していく。 また、事業休止中のため現状で未利用となっている土地については、事業が再開されるまでの間、適切な管理を行っていく。</p> |

(6) 河川課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 契約解除による違約金は、平成28年度末で約31万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 平成28年度末の収入未済額は、違約金305,316円である。 債務者側とは支払の交渉を継続しているが、今後も、関係機関と連携し、債務者側の状況を把握</p> |

イ 河川敷地の不法占用については、平成28年度末で12件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

ウ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。

しつ、適切な債権管理に努めていく。

イ 河川敷地の不法占用については、現在、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分認識させ、その形態等に応じた指導や処分を実施しているところであり、今後も引き続き指導や河川敷地の払下げ等の検討を行うなどの具体的な対応により、全面的な解消に努めていく。

また、「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。

ウ 不法占用となっている土地については、隣地との境界が明確でない等の理由により解決に時間を要しているが、違法行為であることを認識させるとともに、境界の立会いや払下げの手続を進めるなど、早期に違法状態を解消するよう努める。

また、定期的な巡視や、必要に応じてバリケード等を設置するなど不法占用の防止に努めていく。

なお、財産処分（払下げ等）が可能な案件については、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進めていく。

(7) 砂防課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 契約解除による違約金は、平成28年度末で約29万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 平成27年度の建設工事請負契約解除に伴い発生した違約金については、督促及び催告を行い、平成29年1月に債務確認書の提出を受けた。</p> <p>今後も、関係機関との連携を密にしなが、債権回収に努めていく。</p> |

(8) 下水道課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 委託料の支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物に相違がないよう、適正に処理を行った。</p> <p>イ 再発防止のため、支出負担行為の適切な合議区分について関係職員に指導するとともに、所属職員についても注意喚起を行った。</p> |

(9) 都市政策課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成28年度末で約8,852万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められた</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 主債務者である組合の唯一の資産であった土地は、平成19年に競売により売却され、その売却金の一部は平成20年の特定調停に基づき、県に分配</p> |

| | |
|--|---|
| <p>い。</p> <p>イ 景観支障建築物等の除去措置に係る行政代執行に伴う未収金が平成28年度に新たに約193万円発生し、現在も収入未済となっている。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 建設工事に係る契約において、「建設工事に係る新公共調達制度」による契約事務を行っていないので、適正に処理されたい。</p> <p>エ サイン製作設置業務の委託契約において、契約の保証を求めずに契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> | <p>されている。</p> <p>連帯保証人2名のうち1名は個人であり、この個人は死亡したため、家庭裁判所に法定相続人の相続放棄の状況を確認したところ、全員が相続放棄の手続を行っていた。</p> <p>また、もう1名の連帯保証人は法人であるが、資産状況を確認するとともに、債務者に対し返済を催告していく。</p> <p>イ 行政代執行費用の納付書交付以降、未納者に対し再三にわたり納付を促したが、未納のため、不動産の差押えを行った。 今後も、未納者に対し返済を催告する等、未収金の回収に取り組んでいく。</p> <p>ウ 今後は、建設工事に係る契約事務について、新公共調達制度に基づき、適正に執行していく。</p> <p>エ 今後は、和歌山県財務規則に基づき、適正に契約事務を処理していく。</p> |
|--|---|

(10) 建築住宅課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 公営住宅の家賃等の未収金について、平成28年度末の収入未済額は約1億2,848万円であり、前年度末に比し約238万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成28年度末で約143万円が収入未済となっており、前年度から回収が進んでいない。 今後も、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 契約書の作成が必要となる委託契約において、請書を徴している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>ア 和歌山県住宅供給公社職員による県営住宅家賃等の着服事件の発生を受け、再発防止に向けて、当該公社の業務改善について必要な指導・監督を行うとともに、家賃等の徴収に係る業務フローについて再検証されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 公営住宅の家賃等の未収金については、従前から住宅供給公社、各振興局及び委託管理人とともに縮減に努力しているところである。 滞納状況については、住宅供給公社、振興局からの報告により、それぞれ個々の把握に努めてきたところであるが、今後は更に、公社、振興局及び委託管理人との連携・情報共有を強化し、個別訪問による督促・徴収・保証人との接触等を繰り返すことで滞納整理に取り組む。 公営住宅は低額所得者しか入居できないため、未収金が発生した場合、回収には必然的に困難が伴うが、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導・催告を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者については、明渡訴訟を含めた法的措置の実施により、収納実績の向上を図るよう努める。</p> <p>イ 本損害賠償金については、住宅の契約解除後も退去しない者に係る未収金であるが、住宅の明渡しは終了している。 引き続き、文書指導等により納付指導・催告を行っていく。</p> <p>ウ 契約書の作成が必要となる契約について再確認するよう、職員に周知し、今後は適正な処理を徹底するよう、指導した。</p> <p>検討事項</p> <p>ア 県は、和歌山県住宅供給公社から平成29年7月5日に着服行為の報告を受け、同月10日に再発防止のための改善策が適正になされているかの調査を行った。 調査内容は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 未使用領収証書の管理が適正化されているか。</p> <p>(イ) 公印の適正な管理がされているか。</p> <p>(ウ) 収納手続を複数の職員で管理しているか。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(エ) 領収証書帳に通し番号を印刷しているか。 調査を行った結果、上記4点の業務フローの改善は適正になされていることが確認できた。 今後も会社に対して、適切な県営住宅の管理運営のための指導・監督を行っていく。 また、各振興局においても平成29年7月19日及び20日に調査を行い、適切に業務実施されていることを確認した。</p> |
|--|---|

(11) 港湾空港振興課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項 ア 港湾施設使用料等の未収金について、平成28年度末で約2,005万円であり、前年度末に比し約701万円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 指定管理者に具有備品を無償貸与しているが、物品貸付調書による決定及び出納機関への通知をしていなかったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 ア 港湾施設使用料等の未収金約2,005万円のうち、大口滞納者1名に係る1,000万円については、事業用定期借地権設定契約に係る賃料の未納であるが、同契約の解除により契約保証金から充当する予定である。 また、もう1件の大口滞納者に係る約750万円については、平成23年度に滞納処分の執行停止を行ったが、平成26年度において、当該債権は私債権との前提で処理方針の見直しを行い、滞納処分の執行停止を解除した。 今後、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項の規定に基づき、履行期限の延長を行う予定である。 残りの約250万円については、納付催告や金融機関における臨場差押え等を行っているところである。 今後とも関係機関との連携を密にしながら、未納の未然防止及び催促等による債権回収を図っていく。</p> <p>イ 和歌山県物品管理等事務規程第20条の規定に従い、適正に処理する。</p> |

(12) 港湾漁港整備課

監査実施年月日 平成29年8月22日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項 ア 集中物品調達において、納品前に履行確認を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 ア 集中調達物品に係る納品物品の履行確認について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> |

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項 ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成28年度末の収入未済金は261万円であり、前年度末に比し約594万円減少している。</p> | <p>注意事項 ア 収入未済金について、引き続き債務者に強く働きかけを行い、徴収に努める。</p> |

今後も、収入未済金の徴収に努力されたい。
 イ 超過勤務等管理システム構築・運用業務委託において、5年の債務負担行為を設定しているにもかかわらず、契約では業務終了後に委託費を支払うこととなっていたので、適正な審査を行われたい。

イ 審査担当職員に対し、委託業務等契約に係る負担行為について会計課への合議を受けた際の正確な審査業務の徹底を指導した。

(2) 総務事務集中課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| 注意事項 ア 自転車使用に係る通勤届において、自転車による合理的な通勤経路を確認せず、自家用車による合理的な通勤経路を用いて通勤手当の認定をしていたので、適正に処理されたい。 イ 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じている事例があったので、適正に処理されたい。 | 注意事項 ア 通勤手当の認定において、同様の誤りを繰り返すことがないように、担当職員に対し、書類の確認の徹底を指導した。 イ 旅費支給において、同様の誤りを繰り返すことがないように、担当職員に対し、より一層適正な旅費計算に努めるよう、指導した。 |

10 県議会事務局

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| 注意事項 ア 政務調査費返還金の未収金については、平成28年度末で約46万円であり、前年度末に比し24万円減少している。 今後も、適切な債権管理に努められたい。 | 注意事項 ア 政務調査費返還金の未収金については、毎月分納により回収を行っているところであるが、今後も適切な債権管理に努めていく。 |

11 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| 注意事項 ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。 | 注意事項 ア 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物に相違がないよう、適正に処理した。 今後も、適切な備品管理に努める。 |

(2) 給与福利課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| 注意事項 ア 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成28年度末で約1,266万円が収入未済となっている。 今後も、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。 イ 貸地料において、納期限後20日以内に督促状を | 注意事項 ア 今後も債務者の能力に応じた納付を指導し、未収金の縮減に努めるとともに、進行管理に留意し、適切な債権管理を行っていく。 イ 事務手続に遺漏のないよう、収納状況確認の徹 |

発していない事例があったので、適正に処理されたい。

底を図った。

(3) 生涯学習課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等返還金の未収金については、償還対策方針を決定し、償還指導等に努められているところであるが、平成28年度末で約8億6,867万円であり、前年度末に比し約1,619万円減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 修学奨励金返還金の未収金については、平成28年度末で約7,779万円であり、前年度末に比し約289万円増加している。</p> <p>今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等返還金の未収金については、これまで未納者に対する督促状の送付、口座振替制度の周知及び滞納の未然防止のため返還免除者等に対する返還再開通知の送付を行っている。</p> <p>また、本課において個別の返還相談に応じるとともに、関係市町でも返還相談に対応できるよう貸与台帳を配布し、収納率の向上に努めている。</p> <p>さらに、平成28年度から新たに訪問指導専従員を配置し、戸別訪問を実施することにより、未納者の状況を把握し、未納者の状況に応じたきめ細やかな指導を行っている。</p> <p>イ 修学奨励金返還金の未収金については、現年分の滞納者となる初期の滞納者を中心に、本人及び連帯保証人への文書催告、電話催告を実施する。</p> <p>また、返還意思の見られない中長期滞納者については、昨年度に引き続き民間債権回収会社へ委託する。</p> <p>それでも回収が困難な滞納については法的措置を講じる。</p> |

(4) スポーツ課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 修繕料の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 今後は支出負担行為として整理する時期を誤らないよう、職員に指導した。</p> |

(5) 県立学校教育課

監査実施年月日 平成29年8月21日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 公有財産台帳に記載された特許権について、管理が不十分であったので、今後は、財産管理について万全を期されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 特許権等の財産の所有に関して、複数の職員が情報を共有するとともに、その管理マニュアルを作成する等、適切な財産管理を徹底するよう、職員に周知した。</p> |

12 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 平成29年8月23日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>ア 放置違反金の平成28年度末における未収金は約8</p> | <p>注意事項</p> <p>ア 未収金が減少となった平成28年度と同様に、電</p> |

21万円であり、前年度末に比し約372万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握等するなど、適切な債権管理に努められたい。

イ 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

話、戸別訪問による催促業務や預貯金口座の差押え等の徴収活動を強化し、未収金の徴収に努めている。

イ 交通事故防止に関する通達や資料等に基づき具体的な指示・教養を行うとともに、運転訓練等を実施するなどして交通事故防止に努めている。